

調査員調査により実施される主な統計調査

名称	実施機関	目的・利用	対象	周期・直近年
●人口・世帯に関するもの				
国勢調査	総務省	人口・世帯の実態、行政施策の基礎資料等	世帯・世帯員[全数]	5年/R2年
●住宅・土地に関するもの				
住宅・土地統計調査	総務省	住宅・世帯の居住実態、住環境政策等	住戸・世帯[抽出]	5年/R5年
●家計に関するもの				
家計調査	総務省	家計収支の実態、生活構造・景気の分析等	世帯[抽出]	毎月
全国家計構造調査	総務省	消費・所得・資産の状況、年金・税制等	世帯[抽出]	5年/R1年
●物価に関するもの				
小売物価統計調査	総務省	消費者物価指数算定資料、年金制度等	事業所・借家世帯[抽出]	毎月
●労働に関するもの				
労働力調査	総務省	完全失業率など雇用・失業の実態、労働問題等	15歳以上の世帯員[抽出]	毎月
就業構造基本調査	総務省	就業形態の状態把握、経済・労働政策等	15歳以上の世帯員[抽出]	5年/R4年
毎月勤労統計調査	厚生労働省	賃金・労働時間等の状況、労働政策等	事業所[抽出]	毎月
●生活に関するもの				
社会生活基本調査	総務省	生活時間・活動の状況、高齢社会施策等	10歳以上の世帯員[抽出]	5年/R3年
●事業所・企業、産業に関するもの				
経済センサス	総務省・経済産業省	事業所・企業の基礎資料、税制・経済政策等	事業所及び企業[全数]	5年/R3年
農林業センサス	農林水産省	農林業の生産・就業構造の実態、農林業施策等	農林業経営体[全数]	5年/R2年
漁業センサス	農林水産省	漁業の生産・就業構造の実態、漁業施策等	漁業経営体[全数]	5年/R5年

統計調査にご協力をお願いします。

Q 調査に答える義務はあるの？

A 統計調査を実施し、正しい統計を得るためには、正確に回答していただくことが必要になります。

もし、回答が得られなかったり、回答されても、その内容が不正確・不完全だったりすると、正確な統計が作成できず、精度の低い統計に基づいて重要な施策を決定したり、経済情勢に関して誤った判断をしたりすることになってしまいます。

そこで、統計法では、国勢調査や経済センサスのような国の重要な統計調査である基幹統計調査について、調査の対象となる個人又は法人その他の団体に対する報告義務(同法第13条)を規定しています。また、「基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者」に対する罰則(同法第61条)を規定しています。(※基幹統計調査の報告義務は、いわゆる「個人情報保護法」によって免除されるものではありません。)

Q 秘密は保護されるの？

A 安心して統計調査にご協力いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対しては、調査内容について、その秘密を保護することが規定されています。

統計法では、「業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない」(同法第41条)と、さらに、目的外利用・提供の禁止、情報の適正管理義務が規定されています。

また、統計調査員を始めとする調査関係者に対し、「その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者」に対し「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」(同法第57条)と規定しています。

統計調査は、国民の皆様と調査の実施に携わる実施者(国・地方自治体・調査員)との信頼関係を基盤として成立し、発展してきたものですので、皆様のご理解を、よろしくお願いいたします。